

藤岡市農業委員会
令和5年第5回
定例会議事録

令和5年5月8日招集

令和5年藤岡市農業委員会第5回定例会議事録

令和5年5月8日、藤岡市農業委員長 秋山 幸夫は、令和5年藤岡市農業委員会第5回定例会を藤岡市役所中庁舎3階大会議室に招集した。

[会議に付した議案]

議案第 27号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について

議案第 28号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 29号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第 30号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第 31号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

議案第 32号 農地中間管理事業の推進に関する法律附則第10条に規定する一の農用地利用集積計画について

報告第 9号 農地法第4条、第5条の規定による農地転用届出について

報告第 10号 農地法関係出願等について

[出席農業委員] (12名)

1番 秋山 幸夫	2番 宮澤 一夫	3番 清水 文江	4番 浦部 隆
5番 浅見 健司	8番 関根 隆雄	9番 折茂 高弘	10番 金澤 貞夫
11番 岩下 次夫	12番 茂木 由子	13番 山口 暁	14番 福田 俊太郎

[出席農地利用最適化推進委員] (6名)

3番 温井 眞一	6番 清水 淑朗	8番 松原 甚太郎	13番 森田 勝幸
15番 新井 正次	17番 川村 信行		

[事務局]

事務局 長	横田 道明	事務局 次長	真下 和弘
係 長	春山 崇	係 長 代理	牧 眸美
係 長 代理	笠原 諒亮		

(開会13時32分)

事務局次長 定刻になりましたので、ただ今から令和5年第5回定例会を進行させていただきます。はじめに、2月定例会において原状回復を求めた市内法人の許認可につきまして、4月17日に開催された第1回常設審議委員会にて許可となりましたので、ご報告いたします。また、4月の定例会にて市内外の3名が競売農地買受適格証明を受け、4月18日に競売が行われましたが、市外法人が当該物件を落札されました。ご報告申し上げます。本日の下審査につきましては、中庁舎3階の会議室を用意しております。2班の委員さんにつきましては、申し訳ありませんが、この後、移動をお

願ひ致します。それでは、開会にあたりまして、秋山会長より挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

事務局次長 有り難うございました。それでは、会長に議事進行をお願いいたします。

議長 それでは、ただ今より、令和5年第5回農業委員会定例会を開会いたします。委員総数13名中、出席委員12名でありますので本定例会は成立いたします。議事録署名委員を指名いたします。11番岩下委員、12番茂木委員の両名をお願いいたします。それでは議事に入らせていただきます。議案第27号農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について上程します。事務局より説明願ひします。

(説明終了)

議長 議案第27号について、事務局の説明が終わりましたが、整理番号1番について、何かご意見がありましたら願ひします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決いたします。議案第27号整理番号1番について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第27号整理番号1番については申請のとおり決定します。続きまして、整理番号2番について、何かご意見がありましたら願ひします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決いたします。議案第27号整理番号2番について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第27号整理番号2番については申請のとおり決定します。続きまして、議案第28号農地法第3条の規定による許可申請について、議案第29号農地法第4条の規定による許可申請について、議案第30号農地法第5条の規定による許可申請について以上3議案を一括上程いたします。藤岡市農業委員会運営に関する内規の規定により、この3議案は休憩中に下審査をお願いいたします。各班の審査については、一覧表のとおりとしてありますので、よろしく願ひいたします。それでは、ただ今より休憩いたします。

(休憩13時41分)

(再開14時30分)

議長 休憩をといて会議を再開いたします。それでは、議案第 28 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1 班班長 報告いたします。議案第 28 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 班で付託を受けたのは整理番号 1 番から 4 番の 4 件です。整理番号 1 番は、上栗須の S さんが、農業経営の規模拡大を図るため、上栗須の農地 1 筆、面積は 26 m²を贈与にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書 17 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号にも該当しないため許可相当と意見決定しました。整理番号 2 番は中栗須の Y さんが農業を再開し、娘夫婦が新規就農し、共に農業経営を行うため、中栗須の農地 1 筆、面積は 757 m²を売買にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書 17 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号にも該当しないため許可相当と意見決定しました。整理番号 3 番は同じく中栗須の Y さんが農業を再開し、娘夫婦が新規就農し、共に農業経営を行うため、中栗須の農地 2 筆、面積は 1,609 m²を賃貸借で借り受けるものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書 18 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号にも該当しないため許可相当と意見決定しました。整理番号 4 番は同じく中栗須の Y さんが農業を再開し、娘夫婦が新規就農し、共に農業経営を行うため、中栗須の農地 1 筆、面積は 1,202 m²を賃貸借で借り受けるものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書 18 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号にも該当しないため許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第 28 号 整理番号 1 番について 1 班の班長さんより報告がありましたが、整理番号 1 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 28 号整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 28 号整理番号 1 番は許可と決定します。続きまして、整理番号 2 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に関見もないようですので、採決します。議案第 28 号整理番号 2 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 28 号 整理番号 2 番は許可と決定します。続きまして、整理番号 3 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に関見もないようですので、採決します。議案第 28 号整理番号 3 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 28 号整理番号 3 番は許可と決定します。続きまして、整理番号 4 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に関見もないようですので、採決します。議案第 28 号整理番号 4 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 28 号整理番号 4 番は許可と決定します。続きまして、2 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2 班班長 報告いたします。議案第 28 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、2 班で付託を受けたのは整理番号 5 番と 6 番の 2 件です。整理番号 5 番は、立石の T さんが、農業経営の規模拡大を図るため、農地 5 筆、面積は 2,863 m²を遺贈にて取得するものです。下審査においては、申請内容等に特に問題はないと判断し、また議案書 19 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号にも該当しないため許可相当と決定しました。整理番号 6 番は、市外の法人が、農業経営の規模拡大を図るため、東平井の農地 1 筆、面積は 2,819 m²を売買により取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断しましたが、議案書 19 ページの調査書にあるとおり、農地法第 32 条第 1 項第 2 号に該当する農地を所有しているため、保留として意見聴取することと意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第 28 号整理番号 5 番と 6 番について 2 班の班長さんより報告がありました。整理番号 5 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 28 号整理番号 5 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 28 号整理番号 5 番は許可と決定します。次に、整理番号 6 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 28 号整理番号 6 番については保留とし、申請人から意見聴取することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 28 号整理番号 6 番については保留と決定します。続きまして、議案第 29 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、1 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1 班班長 報告いたします。議案第 29 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、1 班で付託を受けたのは整理番号 1 番の 1 件です。整理番号 1 番は、下日野の Y さんが、上日野藤岡線バイパス工事に伴う自宅の移転のため、自己の所有する農地を農家住宅用地のために転用するもので、農地 1 筆、面積は 1,864 m²、農地区分は第二種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第 29 号 整理番号 1 番について 1 班の班長さんより報告がありましたが、整理番号 1 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 29 号整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 29 号整理番号 1 番は許可と決定します。続きまして、議案第 30 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1 班班長 報告いたします。議案第 30 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 班で付託を受けたのは整理番号 1 番から 3 番の 3 件です。整理番号 1 番は、上戸塚の S さんが、上戸塚の農地を使用貸借で借り受け、専用住宅用地（分家住宅）として転用するもので、農地 2 筆、面積は 172 m²、農地区分は第二種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 2 番は、市外の A さんが中の農地を売買で取得し、一般住宅用地（既存宅地）として転用するもので、農地 3 筆、面積は 323 m²、農地区分は第一種農地として判断されますが、不許可の例外に該当します。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 3 番は、浄法寺の M さんが浄法寺の農地を贈与で取得し、一般住宅用地（敷地拡張）として転用するもので農地 1 筆、面積は 16 m²、農地区分は第二種農地と判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第 30 号整理番号 1 番から 3 番について 1 班の班長さんより報告がありました。整理番号 1 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 30 号整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 30 号整理番号 1 番は許可と決定します。次に、整理番号 2 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 30 号整理番号 2 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 30 号整理番号 2 番は許可と決定します。次に、整理番号 3 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 30 号整理番号 3 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 30 号整理番号 3 番は許可と決定します。続きまして 2 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2 班班長 報告いたします。議案第 30 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、2 班で付託を受けたのは整理番号 4 番から 8 番の 5 件です。整理番号 4 番は、上戸塚の Y さんが下栗須の農地を売買にて取得し、専用住宅用地（指定集落内建物）として転用するもので農地 1 筆、面積は 255 m²、農地区分は第二種農地と判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 5 番は、立石の S さんが、本動堂の農地を売買で取得し、専用住宅用地（指定集落内建物）として転用するもので、農地 2 筆、面積は 415 m²、農地区分は第二種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 6 番は、岡之郷の I さんが下大塚の農地を売買で取得し、一般住宅用地（既存宅地内建物）として転用するもので、農地 1 筆、面積は 180 m²、農地区分は第一種農地として判断されますが、不許可の例外に該当します。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 7 番は、市外の K さんが親族より中大塚の農地を使用貸借により借り受け専用住宅用地（分家住宅）のために転用するもので、農地 2 筆、面積は 481 m²、農地区分は第二種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 8 番は、本動堂の Y さんが、中大塚の農地を賃貸借により借り受け、露天駐車場用地のために転用するもので、農地 1 筆、面積は 328 m²、農地区分は第二種農地と判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第 30 号整理番号 4 番から 8 番について 2 班の班長さんより報告がありました。整理番号 4 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 30 号整理番号 4 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 30 号整理番号 4 番は許可と決定します。次に、整理番号 5 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 30 号整理番号 5 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 30 号整理番号 5 番は許可と決定します。次に、整理番号 6 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 30 号整理番号 6 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 30 号整理番号 6 番は許可と決定します。次に、整理番号 7 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 30 号整理番号 7 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 30 号整理番号 7 番は許可と決定します。次に、整理番号 8 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 30 号整理番号 8 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 30 号整理番号 8 番は許可と決定します。続きまして、議案第 31 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について上程します。事務局より説明願います。

(説明終了)

議長 ただ今、議案第 31 号について事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたら願います。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 31 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 31 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、原案のとおり決定します。続きまして、議案第 32 号農地中間管理事業の推進に関する法律附則第 10 条に規定する一の農用地利用集積計画の決定について上程します。事務局より説明願います。

(説明終了)

議長 ただ今、議案第 32 号について事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたら願います。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 32 号農地中間管理事業の推進に関する法律附則第 10 条に規定する一の農用地利用集積計画の決定について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 32 号農地中間管理事業の推進に関する法律附則第 10 条に規定する一の農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定します。続きまして、報告第 9 号・10 号を一括して上程します。事務局より説明願います。

(説明終了)

議長

ただ今、報告第 9 号・10 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いいたします。

(意見なし)

議長

特に意見もないようですので、以上で報告を終わります。以上をもちまして、令和 5 年第 5 回定例会を閉会いたします。委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りありがとうございました。

(閉会 14 時 53 分)